

自己資本の充実の状況

1. 連結の範囲に関する事項

自己資本比率告示第8条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額
該当事項はありません。

2. 自己資本の構成に関する事項

【連結】		(単位：百万円)	
項 目		平成23年度中間期末	平成24年度中間期末
基本的項目 (Tier1)	資本金	48,652	48,652
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	29,140	29,140
	利益剰余金	252,759	264,281
	自己株式 (△)	169	2,245
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額 (△)	2,175	1,893
	その他有価証券の評価差損 (△)	—	—
	為替換算調整勘定	△1,117	△1,152
	新株予約権	—	90
	連結子法人等の少数株主持分	9,164	10,744
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額 (△)	—	—
	のれん相当額 (△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額 (△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額 (△)	—	—
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額 (△)	290	712
	計 (A)	335,963	346,904
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)	—	—
補完的項目 (Tier2)	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額	23,000	24,515
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	10,671	10,538
	一般貸倒引当金	984	807
	適格引当金が期待損失額を上回る額	—	—
	負債性資本調達手段等	—	—
	うち永久劣後債務 (注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	—	—
	計	34,656	35,861
控除項目	うち自己資本への算入額 (B)	34,656	35,861
	控除項目 (注4) (C)	1,403	1,769
自己資本額 (A+B-C)		369,215	380,996

(注) 1. 自己資本比率告示第5条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

2. 自己資本比率告示第6条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること。

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること。

(4) 利払いの義務の延期が認められるものであること。

3. 自己資本比率告示第6条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4. 自己資本比率告示第8条第1項第1号から第6号に掲げるものであります。

【単体】

(単位：百万円)

項 目		平成23年度中間期末	平成24年度中間期末
基本的項目 (Tier1)	資本金	48,652	48,652
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	29,114	29,114
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	43,548	43,548
	その他利益剰余金	203,966	215,072
	その他	—	—
	自己株式 (△)	169	2,245
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額 (△)	2,175	1,893
	その他有価証券の評価差損 (△)	—	—
	新株予約権	—	90
	営業権相当額 (△)	—	—
	のれん相当額 (△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額 (△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額 (△)	—	—
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額 (△)	2,052	2,204
	計 (A)	320,884	330,134
補完的項目 (Tier2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)	—	—
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額	23,016	24,509
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	10,671	10,538
	一般貸倒引当金	108	108
	適格引当金が期待損失額を上回る額	—	—
	負債性資本調達手段等	—	—
	うち永久劣後債務 (注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	—	—
	計	33,796	35,155
控除項目	うち自己資本への算入額 (B)	33,796	35,155
	控除項目 (注4) (C)	2,072	2,217
自己資本額 (A+B-C)		352,608	363,073

(注) 1. 自己資本比率告示第17条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

2. 自己資本比率告示第18条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で、次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること。

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること。

(4) 利払いの義務の延期が認められるものであること。

3. 自己資本比率告示第18条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4. 自己資本比率告示第20条第1項第1号から第5号に掲げるものであります。